各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体　　御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課、介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和７年８月からの室料相当額控除の適用について

計３枚（本紙を除く）

Vol.１３９７

令和７年６月20日

厚生労働省老健局老人保健課、
介護保険計画課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

連絡先　ＴＥＬ：03-5253-1111(内線　3983、3948、3949)
ＦＡＸ：03-3595-4010

事　務　連　絡
令和７年６月 20 日

各　都道府県
　　市 町 村　　介護保険担当主管部（局）　御中

厚生労働省老健局老 人 保 健 課
介護保険計画課

令和７年８月からの室料相当額控除の適用について

介護保険制度の運営につきましては、平素より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和６年度介護報酬改定における議論に基づき、令和７年８月１日より、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和６年厚生労働省告示第 86 号）の一部が施行され、介護老人保健施設及び介護医療院に入所している一部の方に、室料相当額控除が適用されることになります。また、室料相当額控除が適用される方については、特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）における居住費の基準費用額が引き上がります。

対象となる施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表又は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表等の必要書類一式の提出が必要となりますので、各自治体におかれましては、内容を御了知の上、管内の介護サービス事業者が、各自治体の定める提出期限までに遺漏なく対応できるようにご協力いただきますようお願いします。

なお、室料相当額控除や居住費の基準費用額の引上げについて、介護サービス事業者及び利用者の方々に御理解いただくことを目的とした参考資料を添付しますので、各自治体におかれましては、これらも活用しつつ、管内の介護サービス事業者へ積極的に周知いただくようお願いします。

室料相当額控除（令和７年８月～）

概要

○　令和７年８月より、「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院について、新たに室料負担（月額８千円相当）を導入する。

算定要件等

○対象サービス

（介護予防）短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院

○対象者

以下の①及び②のいずれにも該当する者であること。

①　以下のいずれかに該当する施設に入所している者であること。

・「その他型」及び「療養型」（※）の介護老人保健施設の多床室

※　算定日が属する計画期間の前の計画期間の最終年度（令和７年８月から令和９年７月までは令和６年度の実績）において、「その他型」又は「療養型」として算定した月が７か月以上であること。

・「Ⅱ型」の介護医療院の多床室

②　入所している療養室における一人当たりの床面積が８㎡以上である者であること。

○単位数

対象者について、室料相当額控除として▲26単位/日

（該当する施設の多床室の利用者における基準費用額（居住費）について＋260円/日）

※　ただし、基準費用額（居住費）を増額することで、利用者負担第１～３段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。

※　外泊時には室料相当額控除は適用しない。

（参考）多床室の利用者の居住費に係る基準費用額及び負担限度額（令和７年８月～）

	基準費用額（日額（月額））	負担限度額　（日額（月額））			
		第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②
老健・医療院（室料を徴収する場合）	697円　（2.1万円）	0円　（0万円）	430円　（1.3万円）	430円　（1.3万円）	430円　（1.3万円）
老健・医療院等（室料を徴収しない場合）	437円　（1.3万円）	0円　（0万円）	430円　（1.3万円）	430円　（1.3万円）	430円　（1.3万円）
特養等	915円　（2.8万円）	0円　（0万円）	430円　（1.3万円）	430円　（1.3万円）	430円　（1.3万円）

介護保険施設等に入所する一部の方の居住費が
令和7年8月1日から変わります

介護老人保健施設、介護医療院を利用する一部の方(注)の居住費(基準費用額)が、令和7年8月から、260円(日額)引き上がります。

※　従来から低所得の方への補助(補足給付)の対象となっている方の負担限度額は変わりません。

		基準費用額	負担限度額(負担いただく日額)		
			第1段階	第2段階	第3段階 ①・②
多床室	特養等	915円	0円	430円	430円
多床室	老健・医療院(注)	697円	0円	430円	430円
多床室	老健・医療院等	437円	0円	430円	430円
従来型個室	特養等	1,231円	380円	480円	880円
従来型個室	老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円
ユニット型個室的多床室		1,728円	550円	550円	1,370円
ユニット型個室		2,066円	880円	880円	1,370円

(注)「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設(※)又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者(療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。)が対象。

※　算定日が属する計画期間の前の計画期間の最終年度(ただし、令和7年8月から令和9年7月までは令和6年度の実績)において、「その他型」又は「療養型」として算定した月が7か月以上であること。

(参考)補足給付の対象となる方(令和7年8月～)

利用者負担段階	補足給付の主な対象者 ※非課税年金も含む		預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者		要件なし
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額(※)＋合計所得金額80.9万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階 ①	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額(※)＋合計所得金額が80.9万円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階 ②	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額(※)＋合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下

※　社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。(事業を実施していない社会福祉法人等もあります。)

補足給付の対象ではない方　ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。ご自身が居住費の引上げの対象になるかは施設にご確認ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare